

越知町小規模ほ場整備事業補助金交付要綱

令和3年10月1日告示第50号

（趣旨）

第1条 この要綱は、農業者等が行う小規模ほ場整備等に要する経費について、越知町補助金等交付規則（平成25年越知町規則第19号）第20条の規定に基づき、越知町小規模ほ場整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 町内に耕作放棄地が発生することを防ぐと共に、農業の担い手や後継者が耕作できる農地を確保し、農地の保全や有効利用を促進するための農地等の整備に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率等）

第3条 前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の補助事業者、事業内容、補助対象経費、限度額及び補助率は、別表1に定めるとおりとする。

2 補助事業者の実施する補助事業のうち、町長が特別に認める場合は、この限りではない。

（補助金の交付申請）

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、越知町小規模ほ場整備事業補助金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）並びに隣接地所有者同意書（様式第3号）に必要な書類を添え、町長に提出するものとする。

（補助条件）

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） この補助金に係る交付要綱等に従わなければならないこと。
- （2） この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- （3） 当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的にしたがって、効率的な運用を図らなければならない。

2 町は、補助事業者が、この補助金を他の用途に使用した場合、又は補助事業に関して補助金の交付決定の内容又は前項の補助条件若しくは町の処分に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができるものとする。

（交付決定）

第6条 町長は、第4条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは越知町小規模ほ場整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた補助事業について、交付決定額の増額、又は20パーセントを超える減額が生じた場合は、越知町小規模ほ場整備事業計画変更承認申請書（様式第5号）及び事業変更計画書（様式第2号）を速やかに町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により変更申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは越知町小規模ほ場整備事業補助金変更決定通知書（様式第4号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、越知町小規模ほ場整備事業中止・廃止承認申請書（様式第5号）を速やかに町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（概算払いの請求）

第8条の2 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号の2）を提出しなければならない。

（実績報告及び請求）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、越知町小規模ほ場整備事業補助金実績報告書（様式第6号）及び事業実績書（様式第2号）を、補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

2 補助事業者が補助金の請求をしようとするときは、越知町小規模ほ場整備事業補助金交付請求書（様式第7号）を提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 第5条の規定により交付決定を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、町長は期限を定めて、交付した補助金の全額を返還するよう命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱で定めるもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 （第3条関係）

事業名	越知町小規模ほ場整備事業
補助事業者	補助事業者の要件は次の要件を満たす者であること 1. 町内に住所を有する農業者等（法人にあっては本店又は主たる事務所を町内に有すること）であり、かつ、町税及び使用料等の納税義務を果たしている者（団体、グループ等は代表者を決めること） 2. 越知町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年越知町規則第18号）第2条第2項第5号に定める排除措置対象者に該当しないこと。かつ、将来にわたっても該当しないこと。
事業内容	農地の小規模ほ場整備に係る経費に対して補助する。ただし、国又は県の補助金の対象とならないものであること。
補助対象経費	区画拡大、客土、除礫、用排水路、区画整理、農地造成、暗渠排水、耕作道等の整備にかかる経費
補助対象事業費	200万円以内
補助率	4分の3以内（算出された金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）